令和３年４月１日

健康福祉局高齢施設課

横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について

　本市では、横浜市有料老人ホーム設置運営指導要綱第３条第１項に基づき、有料老人ホームの設置運営に関する必要な指導の基準等について、横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「市指針」といいます。）を定めています。

この度、市指針の一部改正を行いましたので、お知らせいたします。

１　主な改正の概要

(1) 老人福祉法の経過措置期間満了に伴う改正

　　　平成18年３月31日以前に届出された有料老人ホームに対する前払金の保全措置についての努力規定の削除

　(2) その他

　　　字句の修正

２　意見公募手続

　　老人福祉法の経過措置期間の満了に伴う規定の整理であることから、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第５条第４項第８号アの規定により、意見募集は行いませんでした。

３　施行日

　　令和３年４月１日